

韓国の温室効果ガス排出権取引制度に関する法律の概要

平成24年7月5日
環境省市場メカニズム室

平成24年5月2日、韓国において、キャップ&トレード方式の国内排出量取引制度の導入を規定した「温室効果ガス排出権取引制度に関する法律」（仮訳）が国会を通過した。

これまでの経緯

平成22年11月17日に第一案が立法予告¹され、産業界と数十回以上の公式・非公式協議、二度にわたる規制改革委員会の審議及び関係省庁長官・次官級会議を通じて修正案が作成された。修正案は、平成23年2月28日に再度立法予告され、平成23年4月13日に国会に提出された。

法律の概要

法律の主な概要は、以下のとおり。（下線は、国会提出法案からの変更点を示す。）

①（国家排出権割当計画）

- 政府は、5年単位の計画期間別に、排出権の総数量、割当対象部門及び業種などの事項を含む国家排出権割当計画を策定する。

②（排出権割当委員会）

- 企画財政部長官を委員長とする排出権割当委員会を設置する。
- 同委員会は、排出権の割当及び取引に関する主な事項を審議・調整し、排出権割当計画を策定する。

③（制度対象業者の指定、目標管理制度との調整）

- 緑色成長基本法に規定される管理業者のうち、最近3年間の温室効果ガス排出量の年平均総量が125,000 t-CO₂以上の事業者又は25,000 t-CO₂以上の事業所の事業者、及び自発的に参加を申請する業者を対象として、制度対象業者を指定する。
- 制度対象業者には、緑色成長基本法上の目標管理制を適用しないものとし、

¹ 立法予告とは、法律を制定・改正・廃止する際に官報やインターネットなどで内容を知らせ、意見を募集する制度をいう。

二重負担の問題を解消する。

④ (排出権の割当)

- 無償で割り当てる排出権の比率は、国内産業の国際競争力に及ぼす影響などを考慮して、大統領令で定める(第1次～第2次計画期間は95%以上)。
- 計画期間中に割当計画が変更された場合、施設の新設・増設などで割当の調整が必要な場合、又は割当対象業者の全施設を閉鎖するなどの場合は、排出権の追加割当又は調整、取消しを行うことができる。

⑤ (排出権の取引)

- 割り当てられた排出権は売買などの方法で取引することができる。
- 排出権を取引しようとする者は、排出権登録簿に排出権取引口座を登録しなければならない。
- 排出権の公正な価格形成と安定的取引のために、排出権取引所を指定又は設置することができる。取引所における不正取引行為などに関しては、資本市場法関連規定を準用する。

⑥ (市場安定化措置)

- 排出権の価格が暴騰するなど緊急の事由がある場合、排出権の予備分を追加で割り当てる方法などにより、市場安定化の措置を講じることができる。

⑦ (排出量の報告・検証・認証)

- 制度対象業者は、各履行年度の終了後、該当履行年度の実際の排出量について、専門の検証機関の検証を経て報告する。
- 主務官庁は、報告の適合性を評価し、これを認証する。

⑧ (排出権の提出、課徴金)

- 制度対象業者は、実際の排出権に該当する排出権を主務官庁に提出しなければならない。
- 実際の排出量に該当する排出権を提出できない場合、不足した排出権1トン当たり10万ウォンの範囲で、排出権平均市場価格の3倍以下の課徴金を課す。

⑨ (繰越・借入)

- 排出権は、主務官庁の承認を得て翌年度又は次の計画期間へ繰り越すことができる。

- 提出する排出権が足りない場合、次の履行年度の排出権を借り入れることができる。
- ⑩ (オフセット)
- 制度対象業者が自発的に実施した温室効果ガス削減事業を通じて発生した温室効果ガス削減量などについては、主務官庁の認証を経て排出権に転換できる。
- ⑪ (金融・税制上の支援)
- 排出権取引制度導入による企業の競争力低下を防ぐため、温室効果ガス削減設備設置事業などに対し、金融・税制上の支援又は補助金の交付を行うことができる。
- ⑫ (第1次～第2次計画期間)
- 第1次計画期間は、2015年1月1日～2017年12月31日、第2次計画期間は2018年1月1日～2020年12月31日とする（以後5年単位で設定）。